

聖籠町職員等の私有車の公務使用に関する規則をここに  
公布する。

平成二十五年三月二十九日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

#### 聖籠町規則第十四号

聖籠町職員等の私有車の公務使用に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員等が公務の遂行のために私有車を使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(この規則の適用を受ける職員等)

第二条 この規則の規定は、町長、副町長及び教育長並びに聖籠町職員定数条例(昭和五十七年聖籠町条例第十五号)第二条各号に掲げる職員その他町長が特に必要と認めるもの(以下「職員等」という。)に適用する。

(私有車の事前登録)

第三条 職員等は、私有車を公務で使用しようとする場合(職員等が自ら運転する場合をいう。以下同じ。)は、あらかじめ、私有車の公務使用事前登録許可申請書(別記様式第一号)により町長の許可を受け、当該私有車を登録しなければならない。

2 町長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、許可するものとする。

一 当該職員等の在職年数が一年以上であること。

二 当該職員等が当該私有車と同種の自動車(道路運送車両法第三条に規定する種別による同種の自動車をいう。)について、一年以上の運転経験があり、かつ、過去一年以内において道路交通法(昭和三十五年法律第五号)に違反する事実を理由として懲戒処分を受

け、又は同法第八章の規定により刑罰に処せられたことがないこと。

三 当該私有車について、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）による自動車損害賠償責任保険に加え、当該職員の運転が対象となる対人保険の賠償額が無制限で、かつ、対物保険の賠償額が一千万円以上の任意保険契約を締結していること。

（私有車使用の随時許可）

第四条 前条の規定により私有車の事前登録を許可された職員等が、現に旅行命令（聖籠町職員の旅費に関する条例（昭和五十三年聖籠町条例第四号。以下「旅費条例」という。）第四条に規定する旅行命令をいう。以下同じ。）を受けて旅行する場合において、当該私有車を使用しようとするときは、その都度、旅行命令権者（旅費条例第四条に規定する旅行命令権者をいう。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2 旅行命令権者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。

一 公有車の配置されていない事務所又は所属部署において、自動車による旅行が必要であること。

二 研修等に参加する場合において、総務課長が私有車を使用する旨指示していること。

三 通常の交通機関を利用した場合においては、公務の遂行が著しく遅延し、又は困難であることについて、総務課長が認めていること。

四 前号に該当しない場合において、緊急又はやむを得ない事情があると総務課長が認めていること。

3 旅行命令権者は、前項の許可をする場合は、旅行命令を発する際に同時に行うものとする。ただし、町内旅行

においては別に定める様式で許可するものとする。

（旅費の支給）

第五条 前条の許可を受けて職員等が私有車を使用するときの旅費の支給額については、旅費条例の規定による。

（登録の変更及び取消し）

第六条 職員等は、登録された私有車を変更し、又は第三条第二項第二号及び第三号に掲げる要件に該当しなくなったときは、直ちに私有車の公務使用事前登録許可変更（廃止）届出書（別記様式第二号）により町長に届け出なければならない。

2 町長は、職員等が前項による届出を怠った場合は、当該要件に該当しなくなった時点において登録を取り消したものとみなす。

3 町長が登録を取り消す必要があると認める場合は、前二項にかかわらず、登録を取り消すことができる。

（私有車使用の安全確保）

第七条 職員等は、登録された私有車を公務使用する場合は、次に掲げる事項を守り、安全の確保に努めなければならない。

一 道路交通関係法令を遵守すること。

二 健康管理に留意し、心身の状態が優れないときは、運転しないこと。

三 整備不良等による事故防止のため、当該私有車の整備点検に万全を期すること。

（交通事故の措置）

第八条 職員等は、私有車の公務使用中に交通事故の当事者となったときは、負傷者の救護、道路における危険防止及び警察官への報告等必要な措置を講じるとともに、その状況を旅行命令権者に報告しなければならない。

2 職員等は、前項に規定する措置を講じた後、事故の顛末について報告するため、交通事故申述書（別記様式第三号）に、警察署長の発行する交通事故証明書（交通事故証明書の交付を受けることができないときは、別記様式第四号による証人による事故証明書）を添付して、速やかに町長に提出しなければならない。

（損害賠償等）

第九条 職員等が私有車の公務使用中に交通事故の当事者となり、第三者に損害賠償責任が生じた場合は、町がその責任を負うものとする。この場合において、当該職員等が契約する第三条第二項第三号の保険を優先して充当する。

2 前項の規定により町が損害賠償金を負担した場合において、当該職員等に故意又は重大な過失があつたときは、町は当該職員に対し求償するものとする。

3 職員等が私有車の公務使用中に当該私有車に損傷を受けた場合において、その損傷の原因について責めに任ずべき者が存在しないとき又はその者からその損傷の賠償を受けることができないときは、町はその損傷を復元するものとする。ただし、当該職員等に故意又は過失があつたときを除く。

（その他）

第十条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に關し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に廃止前の聖籠町職員の私有車

別記様式第一号

聖籠町長 様

私有車の公務使用事前登録許可申請書

私有車	車種	
	車両番号	
職員としての在職年数		年(年未満切捨)
同車種の運転経験年数		年(年未満切捨)
過去1年間の交通違反の有無 ある場合その詳細		無 有 ( )
保険(任意) 契約の状況	対人保険契約額 契約年月日及び 契約保険会社名	
	対物保険契約額 契約年月日及び 契約保険会社名	
その他特記事項		

※ 保険証書の写し等、契約内容の確認できる書類を添付すること。  
※ 事故により他人に加えた損害の賠償については、職員の加入する自動車損害賠償責任保険及び任意保険を適用し、登録車の損傷に対する損害賠償については、職員の負担とする。(本人に故意又は過失がない場合を除く。)

私は、私有車を公務に使用したいので、ご許可くださるよう申請します。

年 月 日

職 氏名 (印)

3 聖籠町職員の私有車の公務使用に関する条例施行規則(昭和五十三年聖籠町規則第九号)は、廃止する。

の廃止)

の公務使用に関する条例(昭和五十三年聖籠町条例第五号)の規定により使用登録を許可された私有車については、第三条第二項の規定により許可されたものとみなす。この場合において、当該許可を受けたものとみなされる私有車の任意保険契約要件の有効期間は、施行日から当該契約の直近の契約更新日の前日までとする。

(聖籠町職員の私有車の公務使用に関する条例施行規則の廃止)

別記様式第三号

交 通 事 故 申 述 書

事故者氏名

---



---



---



---



---



---



---



---

現場の略図

以上相違ないことを申し立てます。

年 月 日

職 氏名 ㊟

別記様式第二号

聖籠町長 様

私有車の公務使用事前登録許可変更（廃止）届出書

区分		変更前	変更後
車種及び車両番号			
交通違反の事実			
保険(任意)契約の状況	対人保険契約額 契約年月日及び 契約保険会社名		
	対物保険契約額 契約年月日及び 契約保険会社名		
付記			

※ 保険証書の写し等、契約内容の確認できる書類を添付すること。  
 ※ 事故により他人に加えた損害の賠償については、職員の加入する自動車損害賠償責任保険及び任意保険を適用し、登録車の損傷に対する損害賠償については、職員の負担とする。(本人に故意又は過失がない場合を除く。)

- 上記のとおり変更しましたので、引き続き私有車の公務使用を許可くださるよう申請します。
- 上記のとおり要件非該当となりましたので、}私有車の公務使用事前登録を廃止してくださるよう届出します。

年 月 日

職 氏名 ㊟

別記様式第四号

証人 加害者  
目撃者 による事故証明書

災害を受けた者の 住所氏名	住所	市 郡	町 村	番地
	氏名	年 月 日生		
事故発生日時	年 月 日		午前 午後	時 分
事故発生場所	市 郡	町 村	番地	
車両等の種別				
事故の状況				
上記のとおり事故発生したことを証明する。				
年 月 日				
証人 住所 氏名				
年 月 日生 <span style="float: right;">㊞</span>				

